

接続ルールの見直しに関する意見書

平成 12 年 12 月 4 日

電気通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 111-0081

住 所 とうきょうと たいとうく あさくさばし 東京都 台東区 浅草橋 5-20-8

氏 名 ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイティシー株式会
社

代表取締役社長 サイモン・カニンガム

連絡先 法務部 契約約款・制度担当 植田 寅彦

電話番号 03-5820-5080

メールアドレス t.ueda@cwidc.com

「『電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 97 号）附則 15 条を踏まえた接続ルールの見直しについて』第一次答申（草案）」に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

宜しくご検討のほど、お願い申し上げます。

以上

今般、弊社と致しまして「『電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則15条を踏まえた接続ルールの見直しについて』第一次答申（草案）」（以下「答申案」といいます。）に関し意見を申し述べる機会をいただき、誠に有り難く存じます。弊社の意見を以下に申し述べますので、宜しくご検討の程お願い申し上げます。

1. 始めに

- ・ 今回の接続ルールの見直しにあたっては、インターネットの普及、高速ネットワークの構築の要請、通信技術の高度化等に対応し、ネットワークの構築を容易にし、相互利用を促進する新たな接続ルールとする必要があります。
- ・ また、今回の接続ルールの見直しと同時に「IT 競争政策特別部会 第一次答申（草案）」につきましてもパブリックコメントの招請が行われているところですが、ドミナント規制の導入等の電気通信事業法の変更を鑑みたものとする必要もあります。
- ・ 上記を鑑み、今後の接続ルールの在り方については、以下の要件を満たすべきものと考えます。

基本的に自由な接続を保障するルール
ドミナント規制の導入
光ファイバ設備の開放及びアンバンドリング
短期間かつ定期的な接続ルールの見直し

2. 基本的に自由な接続を保障するルール

- ・ 接続ルールの整備にあたり、電気通信事業分野の革新速度に合わせ、各電気通信事業者の機動的なネットワーク構築を可能とすることが求められます。このためには、接続及びネットワークの構築に係る規制を最小限のものとし、自由な接続ルールを保障することが前提となります。
- ・ この自由な接続を保障するルールにおいては、公正有効競争条件を確保

するためにボトルネック設備をもつ事業者及び市場支配力を有する事業者についてのみ規制を課し、その他の接続については相互接続協定の認可等の規制を廃することで、事業者が自己の経営判断に基づく機動的なネットワーク構築を行うことを可能とし、電気通信分野の競争への対応を可能とすることが適当です。このようにして、ネットワークの「所有者」及びその「利用者」という基本的な関係に立脚し、ドミナント規制以外の規制を廃した接続ルールとすることが適当と考えます。

- ・ 既存の電気通信事業法においては、第一種・第二種という設備に着目した事業区分に基づき電気通信事業者に対する規制が行われていますが、ドミナント規制を伴う接続ルールの導入とともに、これを見直すことが適当です。具体的には、以下の点を理由として第一種・第二種という事業区分を撤廃することが適当です。

最小限の規制をもつ接続ルールを目指す上で、ドミナント規制とはフェーズの異なる規制を残すことにより、事業者にとって過剰な規制体系となること

すなわち、一種・二種規制を存続することで、回線調達方法が規制されることになり、事業者は、設備保有と賃借などの組み合わせによりネットワークを構成することが規制され、事業者の経営上最善のネットワークを構築する自由度が制限されること

- ・ 公正取引委員会より公表された「電気通信事業分野における競争政策上の課題」においても同様の指摘がなされているところです。

- (1) 電気通信市場への新規参入を促進し、市場における競争を活発化させるためには、電気通信事業者が自己の設置する電気通信設備と他社から調達した設備を組み合わせるなど、自己の経営責任において最も効率的と考える電気通信ネットワークを構築できる制度となっていることが望ましい。
- (2) このような観点からは、電気通信設備の設置の有無に基づき、第一種・第二種に区分している現在の規制を見直すことが必要である。具体的には、第一種及び第二種の区分を撤廃するとともに、電気通信設備を他の事業者に提供し、自らは電気通信サービスの提供を行わない事業形態を認めることを検討すべきである。

公正取引委員会「電気通信事業分野における競争政策上の課題」

(平成12年6月12日)

- ・また、「IT 競争政策特別部会 第一次答申（草案）」の中で「卸電気通信役務」の新設によるキャリアズ・キャリア制度の導入が求められているところですが、この制度は既存の一種・二種規制の枠組みに立脚したものであり、従来無規制であった非電気通信事業者によるネットワークの提供を規制するものです。したがって、この制度は明らかな規制の強化であり、認められるべきものではありません。
- ・ドミナント規制の対象となる事業者以外の、ネットワークの「保有者」とその「利用者」の関係においては、通常特段の規制を設けず自由な事業活動を保証すべきです。そのためにはこれらの事業者の接続及び回線調達等について、現状の規制を以下のとおり見直すことが適当と考えます。

接続協定の認可及び届出の廃止

現在の第一種電気通信事業者に認められている公益事業特権については、申請に応じて登録等の措置を行うことにより付与する

- ・またこのような接続ルールの下では、事業者間の接続交渉によって、事後的に問題は起こった場合に介入する、独立した仲裁・裁定機関が必要になります。本件の詳細については、平成 12 年 11 月 30 日に弊社が「IT 競争政策特別部会 第一次答申（草案）」に対して提出したパブリックコメントをご参照下さい。

3. ドミナント規制の導入

- ・接続ルールの整備にあたり、公正有効競争を担保するための最低限必要な規制として従来のボトルネック設備に着目した規制に加え、事業者の市場支配力に着目したドミナント規制の導入が必要であると考えます。
- ・ボトルネック設備に着目した規制については、基本的には従来行われている指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に対する規制を継続することが適当です。
- ・これに加えて、市場支配力を有する事業者との接続において非対称規制を課し、指定電気通信設備を有する電気通信事業者と同等の規制を課すことが必要です。答申案では、『「不可欠設備」に係るルールが、一般の支配

的事業者に関するルールに加えて適用されるという関係にある。』(P.10)とありますが、当社はこの意見に賛同することはできません。利用者に対し魅力的なサービスを提供するにあたり、大きな市場シェアを持つ事業者との相互接続は不可欠であり、利用者にとっての代替性はあったとしても、事業者にとっては不可欠な設備と言える状況にあります。このため、市場支配力を有する事業者に対しても、単に他事業者の接続要請に対する接続の義務を課すだけでなく、以下の不可欠設備を有する事業者と同等の接続に係る義務を課し、当該事業者との間で公正妥当な接続が行われること及び当該事業者の独占性に起因する非効率を排除することを担保することが適当と考えます。

接続約款の作成義務及び認可
長期増分費用方式を用いた接続料の算定
接続に係る会計情報の公開義務

- ・市場支配力を有する事業者の定義については、答申案に述べられているように「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」の議論との整合性を取ることが必要と考えられるが、このために接続ルールにおけるドミナント規制の導入が遅れることがあってはなりません。接続ルールへのドミナント規制導入という観点から「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」に早期の取りまとめ及び次期国会における法令改正を促し、遅滞なくドミナント規制を導入することを答申において明確にさせていただきたく。
- ・具体的な市場支配力を有する事業者の定義に係る要件としては、現在の指定電気通信設備に係る規定や独占禁止法の規定等を鑑み、以下のような事項が考えられます。

市場占有率
供給サイドにおける代替性
市場参入障壁
財務状況
購買力
市場行動

市場支配力を有する事業者の定義に係る ~ の各要件の詳細については、平

成 12 年 9 月 19 日に弊社がその一員として御省に提出した「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に対する欧州ビジネス協会テレコム事業者委員会のコメントに詳述されています。ご参照下さい。

4 . 光ファイバ設備の開放及びアンバンドリング

- ・東西 NTT より光ファイバ設備の整備は競争環境下で行われている等の理由から光ファイバ設備を指定電気通信設備より除外すべきとの意見がありますが、弊社はこの意見は妥当ではないと考えます。現在電気通信事業法における指定電気通信設備の指定においては特段光ファイバとメタル回線を区別する規定はなく、弊社は、ネットワークのボトルネック性は回線の素材によって影響されるものではなく、あくまでも他事業者にとって不可欠か否かによって判断されるべきものであることから今後も同様の適用を行うことが適当と考えます。
- ・また、東西 NTT の光ファイバ設備は、NTT の公社時代からの各種財産(公益事業者特権、ブランド、技術、設備など)を用いて構築されたものであることから、光ファイバ設備についても指定電気通信設備として取り扱うことが適当と考えます。
- ・東西 NTT のネットワークに係る光ファイバのアンバンドルについては、答申案にあるとおり、CTF 接続、端末系伝送路設備及び中継伝送路設備につき伝送装置を介さないアンバンドルされた形態の接続条件を接続約款に規定することが必要です。
- ・しかし、答申案においては、光ファイバ設備に係る接続料の算定における長期増分費用方式の導入については今後の判断に委ねられています。当社はこの考え方は適当でなく、光ファイバを用いたネットワーク構築及びサービスの促進のために、東西 NTT の非効率性を廃した低廉な接続料を実現するため、アンバンドルされる光ファイバ設備に係る接続料については長期増分費用方式を用いて算定することが適当と考えます。メタル回線に係る接続料に関しては、長期増分費用方式による算定が行われているところですが、上述のとおりボトルネック性につきメタル回線と光ファイバを区別する理由はなく、また東西 NTT の独占性に起因する非効率を反映したコスト構造にあることが考えられることから、光ファイバ設備に係る接続料金の算定も同様の考え方に基づき長期増分費用方式を用いることを

答申において明確にさせていただきたく。

- ・このほか、NTT 東日本及び NTT 西日本においては本年中でも光ファイバを用いた地域 IP 網との接続を開始するとの新聞報道がされており、他事業者との間の公正競争条件の確保のため、本サービス開始までに光ファイバのアンバンドルが確保されるべきです。

5 . 接続ルールの見直し

- ・答申案において、接続制度の定期的見直しの必要性が述べられていますが、当社もこれに賛同します。次回以降の見直し時期に関しては、電気通信事業分野の変化が非常に早いことを鑑みると、今回のように「3年後」ではなく、今後の見直しは1年ごとに行うというように、より短期間で継続的に行うことを定めることが適当です。
- ・また、見直しを行う時期については、適宜法令及び省令改正を行うためのスケジュールを鑑み、毎年度初頭に十分な期間を確保してパブリックコメントを招請して行うことを制度化することが適当です。
- ・今回の接続ルール見直しに係る意見招請の期間は実質2週間しか与えられておらず、このように重要な制度改革に係る意見招請期間としては短期間に過ぎるものと考えます。通常4週間、これが不適當な場合でも最低3週間以上の期間を確保し意見招請を行うことが、重要な制度改革にあたり一般国民及び関係事業者等の意見を十分に反映させるために必要であると考えます。
- ・また、パブリックコメント制度の運用に際しては、必ず提出されたコメントに対する政策当局の考え方が示されねばなりません。さらに、その考え方に対する再意見への当局側の対応がなければパブリックコメント制度は有効に機能することはありません。
- ・この他、議論の透明性及び公正性を確保するため、接続ルールの見直し等を議論する場である電気通信審議会及びその下に組織される各種委員会並びに研究会の議事録を公開することが適当であると考えます。

6 . その他の事項

(1) 接続料金と利用者料金との関係

接続料の設定時期

- ・ 答申案において、「指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである。」(p.32)とされていますが、当社はこれを単なる努力規定に止めず、指定電気通信設備を有する事業者に係る義務として規定することが適当と考えます。
- ・ また、ここでいう「自社のサービス」については、試験役務として提供されるサービスも含めることを明示すべきと考えます。さもなければ試験役務に係るサービスが脱法的に利用される可能性が生じます。

利用者料金を上回る接続料

- ・ 答申案において、「利用者料金が接続料の水準を下回ることは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる。」(p.31)とありますが、現状すでにこれに当てはまるケースが生じています。このような状況が生じていることが判明した場合、速やかに変更命令等を行い、是正することが必要です。
- ・ また、答申案においては、東西 NTT の利用者料金と接続料の関係について「検証を継続し、接続会計において内部相互補助がなされていないか、NTT 東日本・西日本においてこれに関する情報開示を行い、社会的な評価を仰ぐべき」(p.32)とありますが、これは適当ではありません。御省は電気通信事業法第 92 条による電気通信事業者に対する調査権を有していることから、これを用いて東西 NTT に対し情報の開示を求め、積極的な調査を行うことが適当と考えます。
- ・ このほか、指定電気通信設備を有する事業者以外との接続においても、移動体通信事業者との接続において、弊社のサービス提供に係る料金を、そのサービス提供に係る接続料の水準が上回り、逆鞘となっている事例があります。このような場合においても、裁定の申請等に応じて速やかに調査を行い、必要に応じて変更命令発出し、是正することが必要です。

(2) 音声伝送役務及び専用役務以外の電気通信設備に係るアンバンドル等

データ伝送役務に係るアンバンドル

- ・ 答申案において、「設備のボトルネック性は、… 役務の種類と切り離して、ボトルネック性の有無を検討することが適当」(p.24)とされていますが、当社はこれに賛同します。
- ・ この考え方に応じて、データ伝送役務に係る設備についても、その設備自体にボトルネック性が認められる場合は指定電気通信設備とすることが適当です。
- ・ 具体的には、現在 NTT 東西が整備している「地域 IP 網」はボトルネック性をもつ NTT 東西のネットワークにより構成され、かつ接続に対する需要も大きいことから、速やかにこれを指定電気通信設備に指定することが必要です。また、これと同時に、NTT 東西と他事業者のサービス提供に係るイコールフットィングを確保するため、当該設備のアンバンドルを行うことも必要です。

コロケーションに係る規定の見直し

- ・ 現在、コロケーションに対する料金及び標準調査期間等に係る東西 NTT の接続約款の変更が諮問されているところですが、接続の円滑化のためには、低廉かつ短期間での実施が可能となる必要があります
- ・ 今回の見直しに関する弊社の意見は別に述べるものですが、基本的な考え方として以下の3点が上げられます。
 - (イ) 東西 NTT の費用情報の開示による適正な費用の算定
 - (ロ) 詳細な調査項目の開示等により、事前調査期間を必要最低限とすること
 - (ハ) コロケーションに係る費用及び標準調査期間の定期的な見直しの実施と、そのために必要な情報を東西 NTT が定期的の開示すること

以上